

Nyāyasudhā に引用される *Brhātṭikā* について

針 貝 邦 生

Kumārila には *Śabarabhaṣya* に対する批評的注釈としてその全体が現存する三部作 *Ślokavārttika* (abbr. *ŚV*), *Tantravārttika*, *Ṭuṭṭika* の他に, *Brhātṭikā* (abbr. *BT*) と *Madhyamaṭṭika* という著作が存在したことが知られている¹⁾。*BT* は諸学派の論書に断片が引用されているが, その全体像がいかなるものであったかという点はまだ未解決の問題である²⁾。ここでは, *Tantravārttika* に対する Someśvara Bhaṭṭa (ca. AD. 1200) による広翰な注釈 *Nyāyasudhā* (abbr. *NS*) の中に *BT* の詩節がいくつか引用されていることを報告し, その全体像を窺う一つの手がかりとしたい。

NS の巻末において Someśvara 自ら述べるところによれば, 彼は *NS* を書くに当たって先学の諸著作を参考にしたのみでなく, 「Kumārila 自身によって書かれた四 (つの巻) のみに対する別のもの (aparam api caturṣv eva bhaṭṭapraṇītam)」をも参考にしたという³⁾。「四」とは *Mīmāṃsāsūtra* の四つの巻 (Adhyāya) を指すと考えられるので, Someśvara のこの記述から Kumārila には *Mīmāṃsāsūtra* の最初の四つの巻のみに対する独立の著作が存在したことが推測される。*NS* 中に *BT* の引用が存在するところから, その四つの巻のみに対する作品こそ *BT* であったのではないかと推定する学者もいる⁴⁾。以下 *NS* の三つの箇所に見いだされる *BT* の引用を指摘し, それが他学派の著作をも含めて別の文献にヴァリエーションを伴って引用されている場合にはそれらをも紹介したい。*NS* のページ表記は Chowkhambā Sanskrit Series No. 45 ff. (1901 ff.) の出版本に従う。

I. Someśvara が最初に *BT* を引用するのは *Mīmāṃsāsūtra* 1. 3. 7 に対して Kumārila が独自に設定した論題である「善人の慣行の証権性の論題 (Sadācāra-prāmāṇya Adhikaraṇa)」に対する注釈においてである。禁令 (pratiśedha) についての Kumārila の論述に関連して, Someśvara は規定 (vidhi) と禁令は五つの観点からして絶対的な相違があるということを次の五つの詩節によって述べた後, *BT* の一詩節を引用してその妥当性の根拠とする。

phalabuddhiprameyādhikāribodhakabhedaṭṭaḥ/pañcadhātvyantabhinnavād bhedo vidhi-
niṣedhayoḥ // vidhir iṣṭaphalo 'niṣṭāparihārāphalo paraḥ / prerito 'smṛti dhīḥ purve

cārito 'smṛti cāpare // vidheyasyeṣṭahetutvaṃ vidhinā ca pramīyate / niṣedhena niṣe-
dhyasya pratyavāyanimittatā // vidhiś cādhikaroty anyakāraṇenāpravarttitam / rāgā-
dinā pravṛttam tu niṣedhas tadvilakṣaṇam // nañvarjjito liñādiś ca vidhibodhasya
kāraṇam / liñādyanugrhitas tu nañ niṣedhasya bodhakaḥ // etad evābhipretya bṛha-
ṭṭikāyām uktam /

antaram yādṛṣaṃ loke brahmahatyāśvamedhayoḥ /

dṛśyate tādṛg evedaṃ vidhānapraṭiṣedhayoḥ // (NS, p.201)

BT のこの詩節は次のような意味であろう。「世間においては(聖典では禁止されている)バラモン殺し(の大罪)と(聖典では規定されている)馬祠祭の間においてあるようなもの(である生命を奪うという点では同じであっても絶対的に相違すること)を考慮しないで観察されるが、まさしくそのようなもの(である絶対的な相違がヴェーダの)規定と禁令の間にあるものがこれである。」すなわちこの *BT* の詩節は規定と禁令の間にある絶対的相違について述べたものであり、その内容はミーマンサープロパーの問題を取り扱っていると言えるであろう。なお現在のところ筆者はこの *BT* の詩節を他の文献に見いださない。

II. Someśvara による次の *BT* の引用は *Mīmāṃsāsātra* 1.3. Adhikaraṇa 8 すなわち「文法学論題 (Vyākaraṇa Adhikaraṇa)」に対する *Tantravārttika* への注釈中に見いだされるものである。ここで引用される *BT* において Kumārila は解脱論を述べている⁵⁾。Kumārila は *ŚV* の Saṃbandhākṣepaparihāravāda において既に解説論を展開している。それゆえにこの文法学論題の *NS* で引用される *BT* の解脱論と *ŚV* のそれとの関係が問題になるが、フラウワルナーによって推測された両作品の年代関係に従えば⁶⁾、*BT* の内容は *ŚV* における解脱論を補足するものである可能性がある。

niyānaimittikair eva kurvāṇo duritakṣayam /

jñānaṃ ca vimalikurvann abhyāseṇa ca pācayan //

vairāgyat pakvavijñānaḥ kaivalyaṃ bhajate naraḥ / (NS, p.330)

このように *NS* の文法学の論題においては解脱を論ずる *BT* の一つの半のシュローカが引用されている。この詩節は他の学派のいくつかの文献に引用されているのを見いだすことができる⁷⁾。その中の一つによって Someśvara が上に半詩のみを引用したシュローカの後半部を補うことができる。そこでは斜字体のようなヴァリエントも見られる。

上の *BT* の詩節を引用している一つの文献は十一世紀頃の Abhayadevasūri

(70) *Nyāyasūdhā* に引用される *Bṛhātṭika* について (針 貝)

であり、Siddhasena Divākara 作の *Sammatitarka* の解脱論の注釈 *Tattvabodhavidhayinī* で前主張として引用されているものである⁸⁾。Abhayadeva はこのシュローカを tad uktam と導入しており、それが Kumārila の *BT* の詩節であると述べている訳ではない。それゆえ出版本も出典不明としている。それゆえ *NS*によって Abhayadeva の引用している詩節が *BT* の一節であることが明らかになる訳である。すなわち Abhayadevasūri は *Sammatitarkaprakaraṇa* の *Muktisvarūpavāda* に対する注釈 *Tattvabodhavidhayinī* において次のように *BT* を導入する。

atha anāgatayor dharmādharmayor utpattiṣedhe tajjñānino nitya-naimittikān-
uṣṭhānaṃ katham ? pratyavāyaparihārtham / tad uktam /
nitya-naimittikair eva kurvāṇo duritakṣayam /
jñānaṃ ca vimalīkurvaṇaṃ abhyāsenā tu pācayet //
abhyasat pakvavijñānaṃ kaivalyam labhate naraḥ /
kevalaṃ kāmye niṣiddhe ca pravṛttipratiśedhataḥ //

「(問) 未来のダルマ・アダルマの生起が否定される時、それ(アートマン)を知る人にとって義務的祭事と機会的祭事の実行はなぜ(当為で)あるのか？(答)(聖典の規定を履行しないことから生ずる)罪を避けるためである。それゆえ述べられている。〈義務的祭事行為と機会的祭事行為のみによって、悪業を減ぼしつつ、また知を浄化しつつ、また反復によって(知を)完成すべし(完成しつつ)。反復に基づいて(食欲を離れることに基づいて)、知を完成した人は独存の境地を享受する。ひたすら欲望祭と禁止祭への活動を禁ずることに基づいて。〉」

Abhayadeva はこの引用に続いてさらに *ŚV* の *Sambandhākṣepaparihāravāda* 章の ab pāda と cd pāda を逆にした形の第 110 詩節を引用している。

nitya-naimittike kuryāt pratyavāyajihāsā /
mokṣārthī na pravarttate tatra kāmya-niṣiddhayoḥ //

この *ŚV* の詩節は Kumārila の解脱論の核心を表明するものである。すなわち Kumārila はこの詩節において、解脱を欲する者はその果報を享受するための身体を再び形成しないために欲望祭と禁止禁を行ってはならないが、聖典の規定の不履行から生ずる罪を避けるために義務的祭事と機会的祭事とは行うべきであると主張し、解脱のためにはアートマンの知とそのような祭事行為も必要であること、すなわち知行併合説の根拠を述べているのである。

ところで *NS* に引用された *BT* は斜字体で示したヴァリエントを伴っている。これらのヴァリエントについては、この *BT* を引用する他の諸文献はすべて

Abhayadeva の引用と同一である。Someśvara が参照した *BT* と、ジャイナ教徒やヴァイシュエシカ派の学者が参照したそれとは異なる系統の写本であった可能性のある興味ある事実と言えよう。

さて上の *BT* が引用されている *NS* の前のページ、すなわち p. 329 にも *BT* の完全な一つのシュローカが引用されている。Chowkhambā Sanskrit Series の校訂者はそれに気づかなかったと見えて、*NS* の本文である注釈的散文の中にそのシュローカは埋没している⁹⁾。また筆者には出版本の示す *NS* と *BT* のテキストには誤りがあると思われる。すなわち出版本はつぎのように *BT* を導入し引用している。

na ca saṃsārīrūpātma^jjñānasya mokṣasādhana^{tve} tasmin sati karmasu pravṛtṭiyayogād
yad bṛhaṭṭikāyaṃ nanu niḥśreyasa^jjñānād bandhahetor na karmaṇa ity āśaṅkya
naikasmād api tat kiṃ tu jñānakarmasamuccayād ity uktam /

上の *NS* のテキストの斜字体部分はそれぞれ *mokṣasādhana^{tvaṃ}* および *niḥśreya^{sam} jñānād* というように修正すべきではなからうか。そうすればこの *NS* に引用される *BT* の詩節は次のように再構成されよう。

nanu niḥśreyasa^m jñānād bandhahetor na karmaṇaḥ /
naikasmād api tat kiṃ tu jñānakarmasamuccayāt //

つまり斜字体部分 *niḥśreyasa^m jñānād* を、複合語ではなく *niḥśreyasa^m jñānād* というように読むことを提唱したいのである。そうすれば、この *BT* 中の反論の意図は、解脱という至福 (*niḥśreyasa*) は知に基づいてのみ達成されるのであって、束縛の原因である行為は不用であるというアドヴァイタ的ヴェーダーンタの立場であることになる。その反論に答えて Kumārila は知行併合説を主張していることになる。上の *BT* は次のように訳されよう。

「(反論) (解脱という) 至福は知に基づいて (生ずるのであり)、束縛の原因である祭事行為に基づくのではないのではないか。(答) それ (解脱) は (知か行為かのいずれか) 一つのものに基づくのではない。そうではなく知と行為の併合に基づくのである。」

Kumārila は解脱論に関しては、いわゆる知行併合論者とされているが、この主張の根拠は一般に上に述べた *Saṃbandhākṣepaparihāravāda* の第 110 詩節とされる様である。しかしこの *BT* の詩節は Kumārila みずから知行併合 (*jñāna-karmasamuccaya*) によって解脱は達成されることを宣言しているものとして極めて重要な詩節であると言えよう。なおこの *BT* の詩節のうち *cd pāda* は、Sucaritamīśra の *ŚV* 注釈 *Kāśika* (ad *Saṃbandhākṣepaparihāravāda*, verse 111) に

(72) *Nyāyasūdhā* に引用される *Bṛhaṭṭika* について (針 貝)

引用される¹⁰⁾。なお Kumārila の解脱論に関して、後世彼は知の意義を一層重視して、業の潜在力を減ぼす力が知には存在する、というように見解を変更したという説がある¹¹⁾。しかしこの説は以上の *BT* の解脱論からは検証されないし、特に *BT* において知の意義が宣揚されたとも考えられない。むしろ Kumārila は *ŚV* で主張した祭事行為の意義を *BT* で再確認しているに過ぎない様に思われる。

III. 次に *NS* における三番目の *BT* の引用を紹介する。

Mīmāṃsāsūtra 1.4.1 すなわち祭名章の第一論題 (Udbhid Adhikaraṇa) の *NS* において次のように *BT* が導入され引用されている。

ko dharmah kathamlakṣaṇa iti hi prakāravācinā thamupratyayena prāmāṇyaparakāro
'pi lakṣaṇārthatvenābhīhitaḥ ' yathoktaṃ bṛhaṭṭikāyām
codanāsūtranirdiṣṭo yaḥ pramāṇaparigrahaḥ /
saprakāraḥ sa ādyena lakṣaṇena prapañcitaḥ // (*NS*, p.393)

Someśvara はここでは上のようにこの詩節が *BT* であることを述べているが、この詩節はさらに *NS* の後の箇所でも引用されている。但し斜字体のヴァリエントを伴う。そこではこの詩節が *BT* であることは述べられてはいないが、さらに別の一つの詩節と共に引用されている。その引用の仕方を見ると、その別の方の詩節も *BT* であるという印象を受ける。

atha vā dvayam evedaṃ sarvaśāstramukhaṃ matam /
dvyadhyāyāś codanāsūtraṃ śeṣāṇaṃ śeṣalakṣaṇam //
codanāsūtranirdiṣṭo yaḥ *pramāṇaparigrahaḥ* /
saprakāraḥ sa ādyena lakṣaṇena prapañcitaḥ //

はたして、上の詩節の中で前者も *BT* ではなからうかという推測が妥当であることは、Rṣiputra Parameśvara III (ca.1500) の著である *Jaiminiyasātrārthasāṅgraha* によって証される¹²⁾。Parameśvara は *BT* において述べられたと説明した上で、上の二つの詩節をその順序で引用し、さらに *BT* の半シュローカを追加している。上述のヴァリエントは *pramāṇa-* の方が採用されている。また *atha vā* で始まる詩節の *a pāda* 中の *idam* が *etat* となっている。追加された半シュローカは次の如くである。

sarvadharmasvarūpaṃ tu nibaddhaṃ bhedalakṣaṇe /

以上二つの半の詩節の *BT* は次のような意味であろう。

「あるいはこの両者こそが (ミーマンサーーストラ) 全論書の主要部分であると考えられる。(第一と第二の) 二巻本についてはチョーダナーーストラ、諸シェー

ジャ(従属的なもの)についてはシェージャの特相(を述べる諸スートラ(JS. 3. 1. 1 ff.)とが。教令スートラ(JS. 1. 1. 2)によって提示された(教令がダルマの)認識手段であるとの把握は(ダルマがいかなるものであるという)様態(の把握)を伴うが、それは最初の特相として説かれた。しかしすべてのダルマの自相は(行為の)区別の特相づけの箇所(JS. 2. 2. 1 ff.)で開陳された。」

すなわちこれらの *BT* の詩節はミーマーンサーズスートラの構成に関する梗概を述べているものと言えよう。

IV. 以上が *NS* および他の文献により補足しつつ見いだされた *BT* の引用である。これらの引用によって窺われることは、*BT* の内容として I によれば規定や禁令についての考察といった純粹にミーマーンサーズプロパーの問題を取り扱っている部分があったこと、II によれば解脱論を取り扱っている部分が存在したこと、そしてこの部分は恐らく *ŚV* の *Sambandhākṣepaparihāravāda* を補足する目的で Kumārila は書いたであろうと思われること、III によればミーマーンサーズスートラの梗概を示す内容を含んでいたと思われること、以上の三点を指摘することができよう。また重要な事実として確認しておきたいことは、Sucaritamīśra が *Ślokaṭīkā* で、Paramēśvara III が *Mīmāṃsāsātrārthasaṅgraha* において *BT* の詩節を引用していることが明らかになったことである。*BT* で展開される解脱論を解明するためには *Kāśika* を読解することが必要であろうと思われる。また *BT* はこれまで韻文しか発見されていないが、*Mīmāṃsāsātrārthasaṅgraha* には *BT* の散文の引用が見いだされる。それについての解明は今後の課題としたい。

- 1) K. S. Ramaswami Sastri & A. Sankaran, *Kumārila and the Bṛhaṭṭikā, Proceedings of the all India Oriental Conference, Madras 1924*, p. 526.
- 2) E. Frauwallner は彼の論文 *Kumārila's Bṛhaṭṭikā (WZKSÖ VI. 1962 pp. 78-90)* の注13で、*BT* に関するあらゆる資料の研究は彼の弟子 F. Zangenbergs が取り掛かっている、と述べている。しかし 1988. 3. 28 付けウィーン大学の G. Oberhammer 教授からの私信によれば、Zangenbergs 氏はおよそ十五年前に南アフリカ共和国の Durban に行きミーマーンサーズとは異なる主題に転向したとのことで、おそらくミーマーンサーズの研究には戻らないであろうとのことである。従って *BT* 全体についての研究は放置されたままであると言ってよいであろう。
- 3) *NS*, p. 1546 : *tasmāt sarvān nibandhān aṣṭam apī caturśv eva bhaṭṭapraṇītaṃ mīmāṃsāsāraṇīdvadbahumatānīcayam copajīvyādareṇa yuktīś cālokyā samyag bahuvidabhimatō mādhavāryasya sūnuḥ someśaḥ kartum aicchat sakalavivṛtaye tantraṭīkāṃ /*
- 4) Cf. K. S. Ramaswami Sastri & A. Sankaran, *op. cit.*, p. 527. この論文で Ramaswami Sastri と Sankaran は本論文の II で指摘した *BT* の詩節と III で指摘した最初の一詩節の合計三詩節半を *NS* 中に引用された *BT* として既に報告して

- いる。本論文は二詩節を新たに NS に見いだされる BT として報告し、さらに他の文献から二つの半詩を補うことになる。
- 5) Kumārila の解脱観に関しては次の著作及び論文を参照のこと。P. V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. V, part 2, pp. 1215-1217; Pashupatinath Sastri, *Introduction to the Pārvamīmāṃsā*, pp. 113-121; Kurata Haruo, *SAMYOGA-PRTHAKTVANYĀYA, Journal of Indian and Buddhist Studies*, Vol. XXVIII, No. 2, pp. (13)-(18); 倉田治夫「Mīmāṃsā 学派の解脱観の一断面」, 印度学仏教学研究, 第33-2, pp. (66)-(70)。
 - 6) E. Frauwallner, *op. cit.* によれば, Kumārila は ŚV を書いた後, それが他派の論師によって批判されたために, その批判をさらに論駁するために BT を書いたのであるという。従って BT を Kumārila 晩年 (約AD. 630年頃) の作品であるとしている。
 - 7) ジャイナ教の文献では以下に言及する Abhayadevasūri の *Tattvabodhavidhayini* の他に, Prabhā Chandra の *Prameyakamalamārtanḍa*, Nirṇaya Sagar Press, 1941, p. 310 に引用される。ヴァイシェーシカ派の文献では, Śrīdhara の *Nyāyakaṇḍali*, Gaṅgānāthajhā-Granthamālā Vol. 1, Varanasi 1977, p. 689 および Vyomaśīva の *Vyomavati*, M. M. Śivakumāraśāstri-Granthamālā Vol. 6, Varanasi 1983, p. 4 に引用が見いだされる。Śrīdhara は BT の詩節を自派のものとしているかの如くである。また引用された分量は, ジャイナ教文献では完全な二つの詩節, ヴァイシェーシカ派の文献では NS と同様一つ半の詩節である。
 - 8) *Sammatitarkaprakaraṇam* by Siddhasena Divākara with Abhayadevasūri's Commentary *Tattvabodhavidhayini*, Rinsen Buddhist Text Series VI-1, Vol. 1, p. 150-151.
 - 9) NS の新しい出版本 Prachayabharati Series No. 16 (Tārā Printing Works, Varanasi 1984) Vol. 1, p. 614 はこれが BT のシュローカであることを明確にしているが, テキストは Chowkhambā Sanskrit Series 本と同じである。
 - 10) この Saṃbandhakṣepaparihāravāda に対する *Kaśikā* 注釈は未出版であるため, Adyar Library 所蔵の写本を利用した。すなわち Adyar Library MS. No. 38 G. 5, p. 3046 lines 6-7 にこの BT の半詩が引用されているが, BT からの引用であるとは Sucaritamīśra は述べてはいない。また p. 3033 lines 4-5 には *evam hy āhuḥ* という導入文により次の半詩を引用している。 *tadabhāve saṃyogābhāvo prādurbhāvaś ca mokṣaḥ* / この半詩は Sucaritamīśra によれば「解脱はダルマとアダルマが存在しない場合に生ずる (taylor hi dharmādharmayor abhāve mokṣo bhavati)」ということの意味している。この半詩も ŚV の解脱論における Kumārila の主張内容と一致しており, 解脱論の一部をなす BT からの引用である可能性なしとしない。
 - 11) Dr. N. K. Brahma; *Hindu Sadhana* p. 95 にそのように述べられている, と H. Bhattacharya が紹介している。H. Bhattacharya; *Jñāna-Karma-Samuccayavāda, Indian Philosophy and Culture* 9-2 (1964), p. 9. 筆者は N. K. Brahma の *Hindu Sadhana* を見ていないので, 何に基づいてその説が述べられているのか不明である。
 - 12) *Jaiminīyasāitarthakasaṅgraha* of Rṣiputra Paramēśvara, Part 1, Trivandrum 1951, p. 9.

* 本稿を草するにあたっては九州大学文学部助手大前太氏に資料に関して多大の協力を得た。記して謝意を表する次第である。

<キーワード> クマーリラ, プリハッティーカー, ニヤーヤスダー

(佐賀医科大学助教授・文博)